

所報 第87号

主な内容

- 1 調整監所感
- 2 市町派遣指導主事からの報告
- 3 人権教育
- 4 生徒指導

管内の教育

出雲教育事務所

令和5年9月



校長先生、私の子どものころは学校から帰ってからも時間があつたような…

調整監 梅木 喜嗣

出雲市立鱒淵小学校から始まった教育事務所長訪問は、ちょうど梅雨入りとなった5月29日から始まりました。

叩きつける雨の中、駆け込むように校舎に入ると、「いらっしゃいました。」と迎えてくださる校長先生の笑顔が印象強く残っています。

各校への訪問時には授業中などと重なっていたこともあり、なかなか子どもの姿を見ることはできませんでした。それでも、これからプールに入るとはりきって廊下を歩く子どもや理科の学習で植物の観察中にもかかわらず「こんにちは」と元気に挨拶をする子どもの姿に、元気とパワーをもらいました。制約された時間の中での訪問でしたが、新年度の学校体制・経営方針・今後の人事異動の見通し等について、丁寧な説明をしていただきましたこと感謝します。

各学校で進められている業務改善の取組

訪問の中で印象に残ったことの1つが各学校で取り組まれている業務改善でした。令和元年度から進められている「教職員の働き方改革」ですが、各学校の実態や状況に応じて工夫した取組が行われていました。いくつかの事例を紹介します。

- ・休み時間を5分に短縮することで児童の下校時刻を早め、放課後の時間を確保する。
- ・通知票を前期と後期の2回にする。前期は夏季休業中に作業する。
- ・5時間授業の日を設定する。(授業時間の確保は夏季休業で調整)

昔の学校の授業時間は今よりも多い？

題名にした「校長先生、私の子どもの頃は学校から帰ってからも時間があつたような…」という言葉は、私が昨年度まで勤務していた学校の保護者から尋ねられた言葉です。今は、小学校高学年は月曜から金曜まで毎日6時間授業、職員会議がある月曜を除くと下校時刻は16時を過ぎています。私が小学生だった頃(もう40年以上も前になりますが)を思い起こすと、学校から帰ると友達の家で

遊びことんで行ったり、近所の田んぼに集合して野球をしたりと毎日楽しみました。

そこで、私が小学生だった頃(1971年施行)の小学校の総授業時数を調べました。すると当時の小学校6年生は年間1,085時間だったことが分かりました。現行は1,015時間ですので、今よりも多いこととなります。それなのに夕方ゆとりがあつた記憶は間違いだったのでしょうか。もう少し調べると、そのカラクリが分かりました。それは週6日制でした。そこで、週授業時数から土曜の授業時数4時間を引いた平日の授業時数で比べると、5.4時間(1971年施行)と5.8時間(現行)の違いがあることが分かりました。(※1)前者だと月曜から金曜までの間に週3日は5時間の日があり、後者だと1日ということになります。土曜日はあるものの平日5時間の日が3日あれば、放課後遊び回っていた状況も納得できます。逆に、今の子どもの様子を見ると、朝から元気がなく、疲れた表情をしている子どもが多い気がします。子どもが帰宅してからの家での過ごし方は様々だと思いますが、1日学校で頑張った気持ちをリフレッシュさせたり、疲れをとったりするという貴重な意味もあるのではないかと思います。

生き生きとした子どもの笑顔が見たい

前任校で私は、子どもの生き生きとした顔が見たいと学校の生活時程等の見直しを検討しました。そして、月1回全校5時間の日を設定しました。(生活時程の見直しは、児童が通学に使う定期バスの変更との兼ね合いで検討のままととなりました)私だけの思いかもしれませんが、子どもも教職員も生き生きとした笑顔につながったのではないかと考えています。

教職員の働き方改革を進める目的は、①教育の質の向上②教職員の心身の健康保持③仕事と生活の充実④教職を目指す人材の確保です。いずれの目的も学校の主役である子どもの生き生きとした笑顔につながります。子どもの生き生きとした笑顔に迫るアプローチは、授業研究や生徒指導の実践など、様々あると思います。各学校において学校の特色、実態や状況などに応じた充実した教育活動が展開されることを願っています。

市町派遣指導主事からの報告

不登校対策事業について

出雲市派遣指導主事 広渡 良

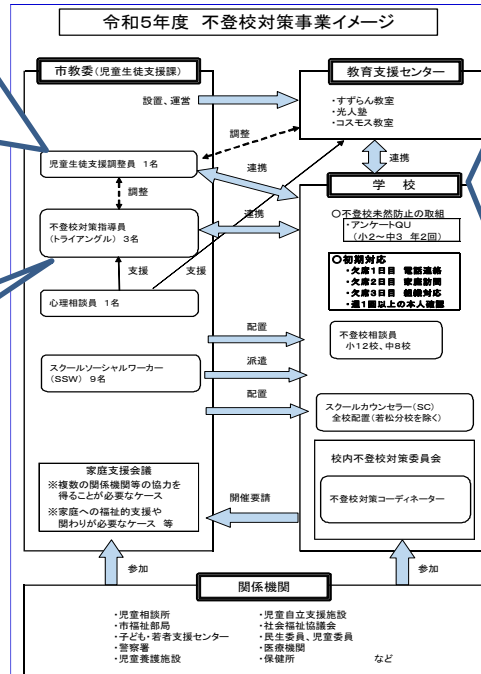
出雲市では近年、不登校及び不登校傾向児童生徒数が増加しており、その対策が喫緊の課題となっています。今年度も、県からの委託事業として、「子どもと親の相談員」を小学校 12 校に配置しています。また、出雲市の単独事業として、子どもと親の相談員の中学校版と言える「出雲市不登校相談員」を中学校 8 校に配置しています。他にも市独自で、長期欠席調査(原則月 1 回)を児童生徒理解に活用しています。以下は主な対策事業です。

児童生徒支援調整員

不登校及び不登校傾向の児童生徒について学校から相談を受け、教育支援センター及び不登校対策指導員等の支援を適切に受けられるよう連絡・調整を行う。

不登校対策指導員

引きこもりがちな児童生徒を対象として、アウトリーチ型の支援を行う。具体的には、家庭訪問、学習会、体験活動、運動、登校支援、保護者の会等の活動など。



人間関係づくり・対話力育成事業 (通称：だんだんプロジェクト)

目的

- (1)発達障がい等から起因するソーシャルスキルに関する児童生徒の困り感の改善や克服や自己肯定感の向上を図る。
- (2)ソーシャルスキルの向上とよりよい学級集団作りを行うことによって、不登校・いじめ等の未然防止を図る。

内容

- (1) 週 1 回 10 分間の短時間グループアプローチ(だんだんタイム)
 - (2) 行動(ソーシャルスキルトレーニング)と心(構成的グループ・エンカウンター)の教育
- ※市立小中学校のうち40校が実施 (令和5年6月現在)

県教委指定：「人権教育研究指定校」雲南市立加茂中学校の実践紹介 (令和5年度、令和4年度は文科省指定)

研究主題「つながりあい、ともに成長しようとする生徒の育成」

～人間関係づくり、集団づくりをとおして～

雲南市派遣指導主事 白石 睦

めざす生徒の姿

授業づくり

自信をもって意欲的に自分の意見を表現しようとする姿

集団づくり

人との望ましいかかわり方を意欲的に身につけようとする姿

地域との連携

達成感や自己有用感を意欲的に高めようとする姿

【特色ある実践】

◇「かもとくタイム」：人とのかかわりや思いやり・絆をはぐくむために

名城大学：曾山教授が提唱される「スリンプル・プログラム」をすべてのクラスで週 1 回実施し、生徒同士のソーシャル・スキルや互いを知る活動を通して絆を育む。(令和4年度よりスタート)

成果：授業場面では、誰に対しても相手を尊重し思いやりをもって接することができ、友達の意見を聞く姿勢や態度が育ってきている。そのことが授業への集中や積極的参加につながっている。

◇「人権集会かもとく〜ク!!!」：生徒の自立・自律の心を育てるために

生徒会が中心となりよりよい学校生活を送るためのアンケート(20項目)を実施し、かもとくタイムで培った手法を用いて、その実現について話し合う。(令和4年5月からスタートし、アンケートは3回目)

成果：「学校内における不快な言動」について回答した生徒数が昨年度の3分の1に (R4・5月:39人 → R4・11月18人 → R5・6月13人)

◆人権教育研究発表会(11月17日)開催：多数のご参加をお待ちしています！



「改訂生徒指導提要を考える」校内研修・ケース会議の実際

奥出雲町派遣指導主事 妹尾 俊介

町内の学校において、昨年度改訂された生徒指導提要の基本的な考え方にに基づき、具体的な事案について、生徒指導担当を中心とした全教職員による、主体的・対話的で深い子ども理解につながるケース会議が展開されています。

◆生徒指導提要2軸3類4層構造についての理解

生徒指導担当から、生徒指導提要の基本的な考え方について説明がありました。特に、発達支持的生徒指導、課題未然防止教育という常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導の重要性について理解を深めました。

【生徒指導提要 P 1 7（2軸3類4層構造）】

◆事案についての状況把握

いじめ事案とその対応について、校内の教職員全員で記録をもとに状況を確認しました。内容は、被害を受けた子どもや保護者の方からの言葉等が詳細に時系列にまとめられたものになっており、説明責任を果たす学校の役割という観点からも、大変有効な記録でした。

【生徒指導提要 P 2 8（記録保持）】

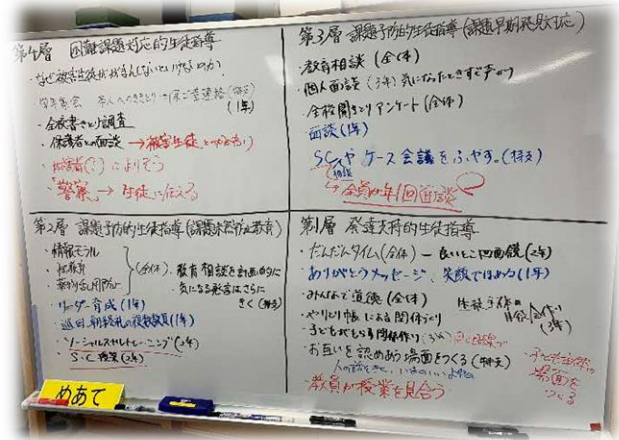
◆校内の教職員全員参加型の協議

学年部で「これまで行ってきた生徒指導を4層に分類する」という視点で協議しました。「何気ない声かけが実は大切な役割を担っていた」「教職員が互いの授業を見合うことは発達支持的生徒指導につながる」など、改めて普段の指導に価値を見出す有意義な協議でした。

【生徒指導提要 P 2 7（チーム支援による組織的対応）】

＜課題予防的・発達支持的生徒指導の具現化＞

- OSC と全生徒、年1回の面談実施機会の確保
- ☞子どもたちの「困った・・・」を「相談しよう！」に変える基盤となる人間関係の構築
- 朝終礼時の複数教員による巡回
- ☞相談体制の充実、様々な視点からの諸課題の早期発見
- 継続的なソーシャルスキルトレーニング
- ☞支持的な雰囲気づくり、自己有用感の育成
- 加害側の子どもへの支援
- ☞見落とししがちな大切な視点の共有



「保小連携の取組」

飯南町派遣指導主事 郷原 秀文

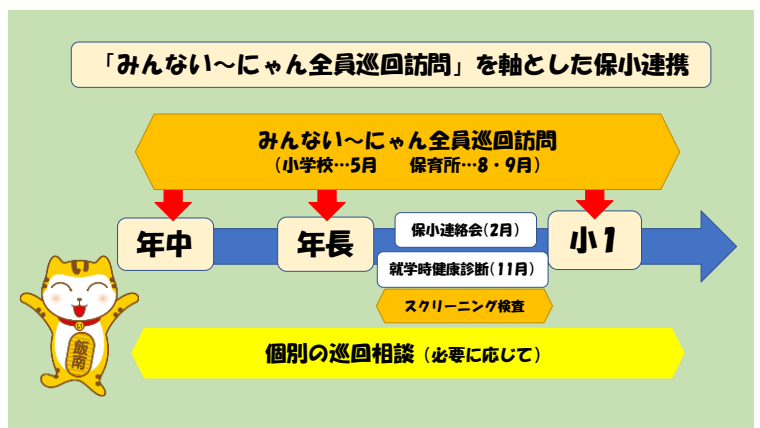
飯南町では平成28年度より、特別な支援を要する幼児、児童及び生徒並びにその家族に対し、関係機関が連携を図り相談支援体制を整え、適切な支援を円滑に行うための、「飯南町特別支援相談ネットワーク事業（以下：相談ネット）」を実施しています。

令和4年度より、相談ネットの事業のひとつとして、早期（幼少期）から対象児等に適切な相談支援体制を組むことができるよう「みんない〜にゃん全員巡回訪問」をスタートしました。これは、町内の全小学校1年生、年長・年中児を対象として、相談ネットの委員が各学校・所を訪問し、活動の様子を見たり一緒に活動したりして、先生方と情報共有を行うものです。

小学校1年生については、入学から約1か月が経過した5月頃、保育所の年長児・年中児については8月～9月頃に実施しています。この取組は、必要な支援をできるだけ早い段階で考えていく機会となっています。さらに、小1プロブレムの解消や保育所から小学校への就学に関する支援等のスムーズな移行につながっています。

この他にも、個別の巡回相談（各小学校、各保育所、保護者等からの申込による相談）をもとにした支援により、小規模の強みを生かした、継続した切れ目のない支援体制の充実が図られています。

「みんない〜にゃん全員巡回訪問」は今年度2年目となりました。昨年度の反省を生かしながら、今後も個々のニーズに応じた相談支援体制の充実を図りたいと思います。



「楽しい学校」を取り戻そう！

人権教育推進員 松本 泰治

今、40年以上前の新規採用の頃の記憶を辿っています。学級経営や教科指導等、半人前で稚拙な私の指導でも子供達は毎日笑顔で学校生活を送り、充実した教員生活のスタートが切れたと記憶しています。当時の校長先生の口癖は「学校は楽しい場所でなければいけない。」でした。それは、子供達だけでなく教員にとっても「楽しい場所」という意味で言われたのだと思っています。私もこの校長先生と同様に「学校は楽しい場所」でなければいけないと考えています。学校は、友達と一緒に学び、遊び、時にはトラブルも経験し、人間らしく喜怒哀楽を表現しながら成長できる場です。そんな毎日の生活の中で自分の思いを表現し合い、人間関係を育てていきます。そして、全ての子供が一人の人間として他者と共生しながら自己実現を図っていく場だと考えます。

さて、学校は今、子供達にとって「楽しい場所」なのでしょうが、必ずしもそうでないかもしれません。長く続いたコロナ禍の間は、休校、リモート授業、学校行事の中止が続き、登校しても、対面で話し合うことも少なく、大勢で遊ぶことも禁止され、「黙食」で給食を食べるなど、非接触の学校生活が続きました。さらにコロナ禍は、「同調圧力」も強めることとなりました。政府や自治体からの行動規制に縛られ、誰もが制約された同じ行動様式で暮らすことを余儀なくされました。そんな中で、子供達から「自分(達)で考え、自分(達)で決め、自分(達)で行動する機会」を少しずつ奪っていったように思います。言い換えれば、子供達の「人権」が尊重されにくい学校生活が続いたとも言えます。それに呼応するかのようになり、コロナ禍の2021年度の小中中でいじめ認知件数は、615,351件。小中での不登校児童・生徒数は、244,940人。いずれも過去最多となりました。様々な要因が考えられると思いますが、3年余り続いたコロナ禍による学校生活や教育活動の制約が、少なからずその要因になってい

るように思えてなりません。(数字は文科省『令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』より)

本年5月8日にコロナは5類へ移行し、人びとの生活は徐々にコロナ禍前に戻りつつあります。学校生活も同様に以前の教育活動が実践できるようになってきました。そんな今だからこそ、「子供の権利が大切にされ、子供達の声が尊重される学校づくり」を今まで以上に意識して進めていきませんか？新しいことにチャレンジしなさいということではありません。「毎日の生活全てが人権学習である。」という意識を持って教育活動に取り組んでいただきたいということです。そのためには「隠れたカリキュラム」である教職員の子供達に接する姿がとて大切になってきます。朝、子供達と出会ったときの「おはよう、元気？」の一言。終礼時に「今日は何があった？楽しかった？」と声をかけること。そんな教職員の子供達への温かい関わり全てが人権学習です。さらに、その上で意識していただきたいのが、『子供達同士が関わる教育活動を増やすこと』『子供達が主体的に考え、判断し、自己決定する場を増やすこと』『子供達の心を動かす体験活動を増やすこと』等です。そのような活動の中で、自分の考えをしっかりと持ち、他者の思いや考えに触れることが増えていけば、人権感覚は磨かれ、自他を尊重し合う関係づくりは進んでいきます。

管内の中学校で生徒会主体で校則の見直しをしている学校がありました。校則を自分たちで考える中で他者の思いや願いに気づき、誰もが気持ちよく生活できる学校づくりを進めていく生徒の姿に大きな成長を感じたというお話がありました。まさにこれが、子供達が主役の「楽しい学校」です。

コロナ禍が収束しつつある『今』こそ「楽しい学校」を取り戻すチャンスだと思いませんか？

「生徒指導に係る学校訪問」から

生徒指導専任指導主事 糸原進

現在進行形で、管内中学校への「生徒指導に係る学校訪問」を行っています。各校におかれましては、ご多忙の中、丁寧に対応していただきありがとうございます。お話を聞かせていただく中で『生徒指導提要改訂版』に基づいた「積極的な生徒指導」を意識した取組が行われていることを実感しています。意図的・計画的な働きかけが積極的に行われている学校もあり、大いに参考になりました。協議の中では、私からも「生徒指導の実践上の4つの視点」について触れさせていただいています。

さて、私事ですが、今からもう40年近くも前のことです。教員1年目のある日、近隣の校長先生のお話を聞く機会がありました。『中学生としての「生き方」を考える』という題で、次のような話をされた記憶があります。

- ①【「自己ベスト」を目指すこと】 中学校での陸上100mの記録会。ある生徒の記録が19秒3であった。言ってみれば平凡な記録である。しかし、周りのすべての生徒が大きな拍手をしてほめ称えた。…実はその生徒の今までの記録は常に20秒台だったのだ。
- ②【ヤマユガの成長から】 体調10cm以上の大きな「ガ」であるヤマユガが、繭を破って出てくるときに着目した。もがきながら一生懸命穴をあけ、やがてそこから出てくる。苦しんだ末に出てきたヤマユガは、その後大きく成長する。ところがある日、人が繭に穴をあけた。ヤマユガは苦しむこともなく簡単に出てきた。しかし、いつまでもたっても羽が大きくなり、やがて死んでしまった…。ヤマユガが自分の力で繭から出てくる時、これこそが中学生としてのあるべき姿ではないか。
- ③【マヌーラ（上野動物園のゾウ）への関わり】 マヌーラが病気になり、足が弱ったとき2頭のゾウが不思議な行動をとった。「ガチャ」が右側から、「タカコ」が左側からマヌーラを支えたのだ。それが2週間続いた。徐々に回復してくると、今度は1頭ずつ交代で支えていた。1か月以上の支えによりマヌーラは元気になった。この3頭は親子でもきょうだいでもない。

これらの話を今振り返ってみると、①と③は「自己存在感の感受」や「共感的な人間関係の育成」につながる話であり、②は「自己決定の場の提供」につながることであるように思います。そして①～③すべてが、そこには「安心・安全な環境（風土）が醸成」されていることに気が付きます。

…時代の進展に伴い、多様な教育課題への対応が求められています。ただ、児童生徒に対する「育てたい資質・能力」の根っこの部分は『不易』です。「教職員の同僚性」を大切にされ、生徒指導の一層の推進をよろしく願います。

総務課より

給与明細書を確認してみましょう

届出が必要な場合であっても、届出漏れがあると、手当の支給開始が遅れたり、遡って手当を返納したりすることになります。届出をしていないものがないか今一度、確認してみてください。諸手当のうち、職員本人の届出が必要となる主な場合を以下にまとめましたので、該当するものがありましたら、速やかに事務職員へお伝えください。

給与支給（口座）明細書



確認を
お願いします

支給年月	職員番号	氏名	表級号給	給料月額

給料	給料の調整	教職調整	管理職	初任給	地域	扶養	住居
						①	②
通勤	月額特勤	日額特勤	特地（へき地）	準特地（準へき地）	単身赴任	管理職員特別	時間外
③				④	⑤		
休日	夜間	宿日直	改良普及	教員特別	産教	定通	児童
							⑥
期末	勤勉	期末期間率	勤勉期間率	（別途返納額）			
		000	000				

※納入通知書を送付します。

	手当名	支給額（月額）	届出が必要となる主な場合
①	扶養手当	子: 10,000 円、父母等: 6,500 円 ※満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子には 5,000 円加算	子が産まれた、子が就職した、子の過去 1 年間の収入が 130 万円を越えた
②	住居手当	家賃額に応じて支給（支給上限額：27,000 円） ※教職員住宅に居住している場合は支給対象外	転居した、家賃が変更となった、借り主を変更した
③	通勤手当	自動車: 通勤距離に応じて支給（支給上限額: 42,600 円） 公共交通機関: 定期券等の金額に応じて支給	転居した、交通手段を変更した、通勤経路を変更した
④	へき地手当に準ずる手当	（給料の月額+扶養手当の月額）×支給割合(4%) ※6 年目以降 2%	転居した
⑤	単身赴任手当	30,000 円+加算額(5,000 円～70,000 円) ※加算額は職員と配偶者の住居間の交通距離に応じて支給	転居した、別居していた配偶者と同居した
⑥	児童手当	中学校卒業前までの子 1 人につき 10,000 円～15,000 円 ※支給月: 6 月(2～5 月分)、10 月(6～9 月分)、2 月(10～2 月分) <u>臨時的任用教職員は、市町村へ請求してください。</u>	子が産まれた、転居した、氏名を変更した、離婚協議中により配偶者や子と別居した

【参考】職員口座振替内訳の各控除の内容について

職員口座振替内訳

控除A・B	控除C	その1	その2	その3	その4	その5	その6
①	②	③	③	③	③	③	③
その7	その8	その9	その10	職員駐車場	職員宿舍負担金	その他	振替計 (e)
③	④	⑤	⑥			⑦	

①控除A・B…組合費 ②控除C…中国ろうきん ③その1～その7…各所属で登録している親睦会費等 ④その8…学校生協
⑤その9…教育公務員弘済会 ⑥その10…全労済 ⑦その他…地方職員共済組合物資償還金